

教育長表彰に関する選考基準

(目的)

第1条 この選考基準は、教育委員会表彰規則（昭和24年 大阪市教育委員会規則第15号）第16条に基づき、教育委員会事務局において意欲的に業務に取り組み、地道に努力し一定の功績をあげている職員、満足度の高い行政サービス向上に寄与する職場などに対して、職場、職員を讃え表彰することにより、モチベーションの向上を図り、職場風土を活性化し職場の組織力を強化するため、表彰について該当する事項を定める。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象者は教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）以外の教育機関の職員とする。

(表彰事由)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 局の業務運営上有益な発明、考案又は顕著な功績のあった者
- (2) 所属内での改善運動に取り組み、優秀な活動を行った者
- (3) 危険を顧みず身をていして職責を尽くした者
- (4) 他の模範として推奨すべき業績又は善行のあった者
- (5) その他教育長が認める者

(表彰の種類)

第4条 表彰は、次の各号に区分して行う。

- (1) 最優秀賞
- (2) 優秀賞
- (3) 奨励賞

(推薦方法)

第5条 各担当課長は、表彰事由に該当し推薦しようとするときは、毎年2月末日までに別紙様式を総務課長へ提出する。なお、推薦の対象となる期間は表彰を行う日の属する年の前年の3月1日から、表彰を行う日の属する年の2月末日までの1年間とする。

(表彰を行う者)

第6条 表彰は、表彰式を行い、教育長が表彰状を授与する。

(表彰者の選考)

第7条 第3条に定める表彰事由及び表彰者の選考については、別に定める「教育委員会事務局職員表彰審査会」にて行う。

(構成)

第8条 審査会は委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は教育監をもって充てる。
- 4 委員は部長級職員をもって充てる。

(審議事項)

第9条 審査会では次の各号に掲げる事項について審議を行う。

- 2 第3条に定める表彰事由に該当するかどうかの認定
- 3 表彰対象者の選考
- 4 その他必要な事項

(事務局)

第10条 審査会の事務を処理するために総務部総務課に事務局を置く。

(運営)

第11条 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、これを開催する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第12条 この選考基準の実施に関し必要な事項については、教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

この選考基準は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この選考基準は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この選考基準は、平成29年4月1日より施行する。